

# 今後のスケジュール

	ハイヤー・タクシー、バス	トラック
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"><li>▷ 3月頃 とりまとめ → 専門委員会に報告</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>▷ 見直しの議論</li></ul>
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"><li>→ 労働条件分科会に報告</li><li>▷ 年内目途 改正改善基準告示 公布（令和6年4月1日 施行）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>▷ 7月頃 とりまとめ → 専門委員会に報告</li></ul>

# 改善基準告示の見直しについて

- ◆ 自動車運転者は、他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にあるため、過労死防止の観点から、働き方改革関連法施行後5年の特例適用までの間、速やかに改善基準告示の見直しを検討するよう求められた<sup>(※1)</sup>ところ。<sup>(※1)</sup>平成30年5月25日付け衆議院厚生労働委員会附帯決議、同年6月28日付け参議院厚生労働委員会附帯決議
- ◆ 自動車運転者の多様な勤務実態や、業務の特性を踏まえた基準を定めるため、全国の運送事業者、自動車運転者を対象に実態調査を行い、同調査の結果を踏まえ、改善基準告示見直しの議論を行うもの。

- ・ 令和元年11月25日 労働条件分科会 : 「自動車運転者労働時間等専門委員会」を設置
- ・ 令和元年12月19日 第1回専門委員会 : 議論の進め方、実態調査検討会の設置
- ・ 令和2年1月～令和2年3月 実態調査検討会の開催 (計9回)
- ・ 令和2年6月12日 第2回専門委員会 : 実態調査の方向性について
- ・ 令和2年8月27日 第3回専門委員会 : 実態調査の概要について、調査票(案)について
- ・ 令和2年10月5日 第4回専門委員会 : 実態調査の詳細について、調査票(案)について
- ・ 令和3年4月～令和4年 : 改善基準告示見直しに向けた議論 (令和4年12月までに、改善基準告示改正)
- ・ 令和6年4月 : 改善基準告示施行

**実態調査検討会**

- ・ハイヤー・タクシー  
令和2年1月30日、2月14日、3月10日
- ・トラック  
令和2年1月31日、2月17日、3月6日
- ・バス  
令和2年1月31日、2月27日、3月25日

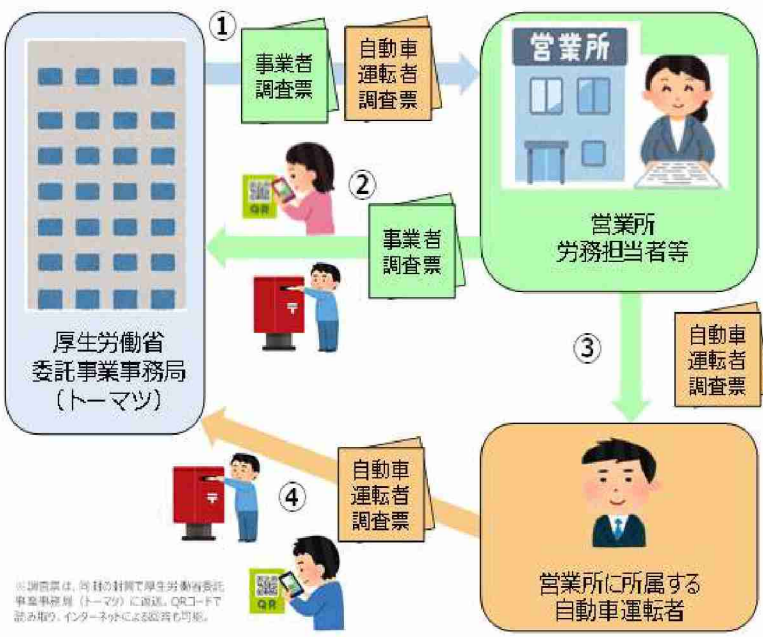
**実態調査の実施**

- ・令和2年10月～12月頃まで

・業態別の作業部会、専門委員会を複数回開催予定  
・令和3年度は、随時、調査を実施予定

	営業所数	自動車運転者数	内訳
ハイヤー タクシー	188営業所	3,760人	47都道府県×4営業所×20名
トラック	705営業所	4,230人	47都道府県×15営業所×6名
バス	400営業所 ・乗合280営業所(うち、一般路線200、高速80)、貸切120営業所	1,600人 ・乗合1,120人(うち、一般路線800、高速320)、貸切480人	47都道府県×8.5営業所×4名

- ① 委託業者から、営業所の労務担当者等に調査票<sup>(※2)</sup>、<sup>(※3)</sup>を送付する。  
<sup>(※2)</sup>事業者調査票と自動車運転者調査票、<sup>(※3)</sup>バスについては、本社労務担当者に調査票を送付
- ② 営業所の労務担当者等は事業者調査票に必要事項を記載<sup>(※4)</sup>の上、期日までに同封の返信用封筒で委託業者に事業者調査票を送付する。<sup>(※4)</sup>同封のQRコードで回答し、送信する方法も可能
- ③ 営業所の労務担当者等から、選定条件に合致した自動車運転者に対し自動車運転者調査票(返信用封筒含む)を手交し、記載を依頼する。
- ④ 営業所の労務担当者等から、自動車運転者調査票(返信用封筒含む)を交付された後、自動車運転者調査票に必要事項を記載<sup>(※5)</sup>し、期日までに同封の返信用封筒で委託業者に自動車運転者調査票を送付する。<sup>(※6)</sup>  
<sup>(※5)</sup>同封のQRコードで回答し、送信する方法も可能。<sup>(※6)</sup>ヒアリング調査については、委託業者が、自動車運転者の通信調査の結果を確認後、業態毎に数十人対象を選定し、実施



## パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ

### 3. 労働基準監督機関における対応

#### (1) 最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備【厚生労働省】

- ・最低賃金違反や賃金・残業代の不払が疑われる事業場に対して、労働基準監督機関（都道府県労働局・労働基準監督署）が監督指導を実施し、是正を図る。このため、毎年1月から3月までの「集中取組期間」において、最低賃金の遵守徹底を図り、賃金の引上げについて検討がなされるよう、賃金引上げや転嫁対策関連の施策の紹介を行う。
- ・賃金不払をはじめとした基本的な労働条件の履行確保を図るため、労働基準監督機関による定期監督（年間10万事業場以上に実施）において、賃金引上げの意向や労働条件の改善状況を確認するとともに、労使において賃金の引上げを行うとの取決めを行ったにもかかわらず、賃金支払が履行されず、労働基準監督機関による度重なる指導でも是正しない事業場や、定期賃金や割増賃金を適切に支払わず、同様の法違反が繰り返される事業場については、司法処分（※）を含め厳正に対応する。

（※）事業主が労働基準関係法令に違反し、これが重大または悪質な場合に、労働基準監督官が刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に基づく司法警察員として捜査を行い、検察庁に送検すること。

#### (2) 労働基準監督署からの通報制度の拡充【厚生労働省】

- ・労働基準監督機関が事業所に立入検査・監督指導（臨検監督）を実施した際に、労働基準関係法令違反が認められなくても、賃金引上げの阻害要因として「買ったたき」等が疑われる事案については、労働基準監督機関から公正取引委員会や中小企業庁、国土交通省に通報する。



令和3年度当初予算: 11.9(10.9)億円  
令和2年度3次補正予算(繰越): 13.7億円

## 【助成概要】

企業の生産性向上に資する設備投資などを実施し業務改善を行うとともに、事業場内の最低賃金(事業場内で最も低い時間給)を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。

## 【対象事業場】

- 以下の2つの要件をすべて満たす事業場
- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
  - ・事業場規模100人以下であること

## 【助成率】

- 令和3年度: 3/4 (4/5)  
※生産性要件を満たした事業場の場合、4/5 (9/10)  
※( )内は事業場内最低賃金900円未満の事業場

## 【特例的な拡充・要件緩和】

- 設備投資等の範囲の拡充 (R3.8.1~)  
コロナ禍で特に業況が厳しい事業者に限り、自動車、PC等を対象として認める。
  - ・乗車定員11人以上の乗用自動車及び貨物自動車等
  - ・パソコン、スマホ、タブレット等の端末及び周辺機器の新規導入
- 人材育成・教育訓練の要件緩和 (R3.10.1~)
  - ・上限30万円まで⇒上限50万円まで

## 【助成上限額】 (赤字部分はR3.8.1~)

引き上げる労働者の数	20円コース (※2)	30円コース	45円コース (新規)	60円コース	90円コース
1人	20万円	30万円	45万円	60万円	90万円
2~3人	30万円	50万円	70万円	90万円	150万円
4~6人	50万円	70万円	100万円	150万円	270万円
7人以上	70万円	100万円	150万円	230万円	450万円
<b>10人以上(※1)</b>	<b>80万円</b>	<b>120万円</b>	<b>180万円</b>	<b>300万円</b>	<b>600万円</b>

(※1) 事業場内最低賃金900円未満の事業場又は売上高や生産量等の指標が前年又は前々年同期に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) 20円コースはR4.1.31で受付終了

## 【目的】

最低賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取組を支援する。

### ○現行制度

#### 【基本的考え方】

生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング、人材育成等）を行った場合にその費用の一部を助成する。

（設備投資等の範囲の拡充（R3.8.1～））

コロナ禍で特に業況が厳しい事業者に限り、一部の自動車、PC等を対象として認める。

#### 【対象事業場】

以下の要件をすべて満たす事業場

- ・事業場内最低賃金を一定額以上引き上げること
- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
- ・事業場規模100人以下であること

#### 【助成率】

令和3年度：3/4（事業場内最低賃金900円未満の事業場4/5）

※生産性要件を満たした事業場の場合、4/5（9/10）

#### 【助成上限額】

引上げ人数	引上げ額				
	20円	30円	45円	60円	90円
1人	20万円	30万円	45万円	60万円	90万円
2～3人	30万円	50万円	70万円	90万円	150万円
4～6人	50万円	70万円	100万円	150万円	270万円
7人以上	70万円	100万円	150万円	230万円	450万円
10人以上 (※)	80万円	120万円	180万円	300万円	600万円

(※) 事業場内最低賃金900円未満の事業場又は売上高や生産量等の指標が前年又は前々年同期に比べて、30%以上減少している事業者に限る

### ○特例的な拡充

#### 【基本的考え方】

コロナ禍で売上高等が30%以上減少している事業者が、事業場内最低賃金を30円以上引き上げた場合に、特例的に範囲を拡大する。

具体的には、業務改善計画を策定し、計画全体として生産性向上が認められる場合、生産性向上に資する設備投資等の他、助成対象経費の特例として、生産性向上に資する設備投資等に関連する費用についても助成対象として認める。

（特例として助成対象費用として計上されるものの例）

- ・広告宣伝費
- ・執務室の拡大、机、椅子等の増設
- ・汎用事務機器購入費 等

※ただし、特例で認める費用については、生産性向上に資する設備投資等の額を上回らない範囲とする。

#### 【対象事業場】

以下の要件をすべて満たす事業場

- ・前年又は前々年同期比較で売上高や生産量等の指標が30%以上減少していること。
- ・事業場内最低賃金を、令和3年7月16日から同年12月までの間に30円以上引き上げること。

#### 【助成率】

3/4

#### 【助成上限額】

100万円



# 業務改善助成金 業種別設備導入事例 公開

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

## 助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

導入事例	ハード面		ソフト面	
	業種を問わず導入されるもの	業種特有のもの	システム関係	人材育成その他業種特有のもの
宿泊業 飲食サービス業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・POSレジ</li> <li>・洗浄機</li> <li>・包装機</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷凍冷蔵庫</li> <li>・食券機</li> <li>・調理器具</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客管理システム</li> <li>・給与システム</li> <li>・オーダーシステム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存設備の増設（レイアウト変更）</li> </ul>
卸売業・小売業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・POSレジ</li> <li>・フォークリフト</li> <li>・包装機</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷凍冷蔵庫</li> <li>・調理器具</li> <li>・精米機</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客管理システム</li> <li>・受発注機能付ホームページ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成</li> <li>・コンサルタント</li> </ul>
生活関連サービス業・娯楽業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・POSレジ</li> <li>・洗浄機</li> <li>・包装機</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美容器具</li> <li>・シャンプーユニット</li> <li>・洗濯・乾燥機</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客管理システム</li> <li>・経営ソフト</li> <li>・オーダーシステム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成</li> </ul>
製造業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フォークリフト</li> <li>・洗浄機</li> <li>・包装機</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷凍冷蔵庫</li> <li>・調理器具</li> <li>・マシン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客管理システム</li> <li>・原価管理システム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存設備の増設（レイアウト変更）</li> </ul>
医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・POSレジ</li> <li>・洗浄機</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉車両</li> <li>・歯科用チェアユニット</li> <li>・施術・医療ベッド</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受発注機能付ホームページ</li> <li>・診療予約システム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存設備の増設（レイアウト変更）</li> <li>・登園降園受付管理システム</li> </ul>
運輸業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フォークリフト</li> <li>・洗浄機</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特種用途自動車（運搬用冷凍車）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客管理システム</li> <li>・経営管理システム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配車システム（トラック・タクシー）</li> </ul>

# 労働基準法・最低賃金法などに定められた 届出や申請は **電子申請** を利用しましょう!

## 届出・申請可能な主な手続

- **労働基準法に定められた届出** . . . . . **51種類**  
時間外・休日労働に関する協定届 (36協定届)  
就業規則 (変更) 届出  
1年単位の変形労働時間制に関する協定届 など
- **最低賃金法に定められた申請** . . . . . **9種類**  
最低賃金の減額特例許可の申請 など

NEW

① 電子署名・電子証明書は不要です!

令和3年4月から、

① e-Govからアカウントを登録 ② フォーマットに必要事項を入力

の2ステップで、届出・申請が可能になります!

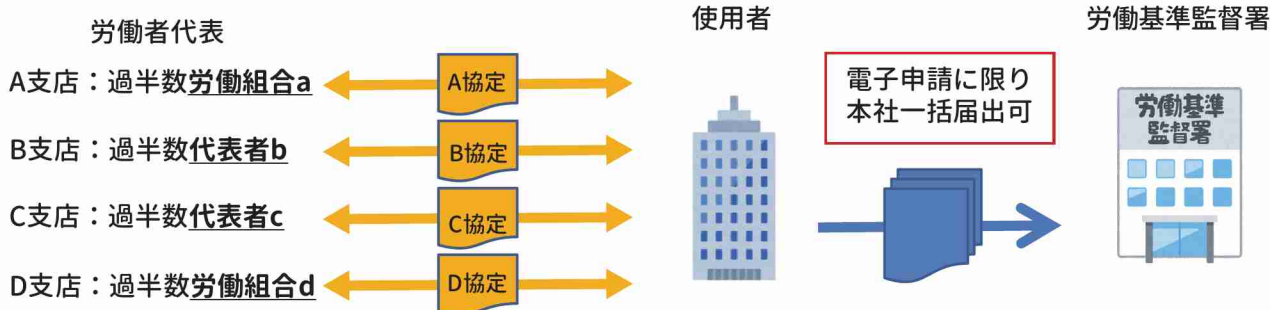


NEW

② 事業場ごとに労働者代表が異なる場合であっても、36協定の本社一括届出が可能になります。

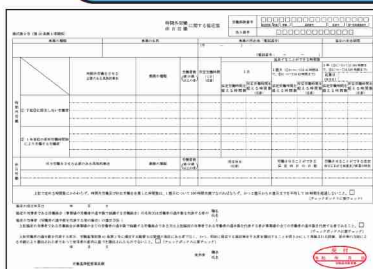
これまで、全ての事業場について1つの過半数労働組合と36協定を締結している場合のみ、本社一括届出が可能でしたが、

**令和3年3月末から、事業場ごとに労働者代表が異なる場合であっても、電子申請に限り36協定の本社一括届出が可能になります。**



※36協定届は最大30,000事業場、就業規則(変更)届は最大2,500事業場について一度に申請可能です。  
申請ファイルには、ファイル数99個、1ファイル50MB、総容量99MBの上限があります。

③ 控え文書への受付印がもらえます!



(※イメージ)

- ✓ 36協定届
- ✓ 就業規則(変更)届
- ✓ 1年単位の変形労働時間制に関する協定届  
について受付印を受け取ることができます。



**電子申請** の利用方法・お問合せ先は **裏面** をご確認ください



## 電子申請の利用方法

「e-Gov(イーガブ)」のホームページから  
電子申請が利用できます。  
(<https://shinsei.e-gov.go.jp>)

○ ホームページは



を検索してください。



電子申請の利用には事前準備が必要です。詳しくは、 で検索してください。

電子申請に関してご不明な点については、以下のお問合せ先にご相談ください。

✓ Q. e-Govアカウントの取得方法がわからない

✓ Q. 操作方法がわからない

### ① 事前準備や操作方法などに関するお問い合わせ先

e-Gov利用者サポートデスク

まずはe-Gov上の「ヘルプ」や「よくあるご質問」をご確認いただいた上で、ご不明点はe-Gov利用者サポートデスクにお問合せ下さい。

■電話番号 050-3786-2225 (通話料金のご利用の電話回線により異なります。)

■受付時間 4・6・7月 平日 午前9時から午後7時まで

土日祝日 午前9時から午後5時まで

5・8～3月 平日 午前9時から午後5時まで (土日祝日、年末年始は休止)

■Webお問合せ <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/contact>

✓ Q. 36協定届に記載する内容など、制度について聞きたい

### ② 各届出などに関するお問い合わせ先

労働基準法などに基づく届出などについてご不明な点があれば、都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

【都道府県労働局及び労働基準監督署の連絡先等】

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

### ③ 労働基準法などの手続に関する電子申請についてのホームページ

労働基準法などの手続に関する電子申請については、以下の厚生労働省ホームページにマニュアル、解説、関連する通達などを掲載していますので、ご参照ください。

○ ホームページは「労基法等 電子」で検索！ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

労基法等 電子 

○ 【厚生労働省ホームページの進み方】

「ホーム」>「政策について」>「分野別の政策一覧」>「雇用・労働」>「労働基準」>「事業主の方へ」>

「労働基準法等の規定に基づく届出等の電子申請について」